

敦賀海上保安部長公示第1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、小浜港において、次のとおり航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により公示する。

令和8年7月17日

敦賀海上保安部長



小浜港内における航泊の禁止について

令和8年8月1日小浜港内において、若狭マリニピア2026花火大会が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止（当該港長が許可した船舶を除く）する。

記

1. 期 間 令和8年8月1日 午後7時30分から花火終了までの間
（予備日：令和8年8月2日 午後7時30分から花火終了までの間）
ただし、花火大会が中止となった場合、航泊禁止を取り消す。

2. 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び海岸に囲まれた水域（別図参照）

- ア点 小浜港西防波堤灯台
イ点 ア点から真方位293度400メートル
ウ点 ア点から真方位1度780メートル
エ点 小浜港北防波堤灯台
オ点 小浜漁港—4.0m岸壁北東端

3. 標 識

上記区域を明示するため、イ点、ウ点の2箇所へ小型灯浮標（単せん黄光4秒に1閃光）が設置される。

4. 警戒船

航泊禁止域の外側には、警戒船3隻が配置される。

別図

航泊禁止海域

次の5点を順次結んだ海域及びその付近を囲んだ海域

- ア点 小浜港西防波堤灯台
- イ点 ア点から真方位293度400メートル
- ウ点 ア点から真方位1度780メートル
- エ点 小浜港北防波堤灯台
- オ点 小浜漁港-4.0m岸壁北東端

イ点、ウ点の2箇所へ小型灯浮標（黄色の灯火（4秒に1閃光）の設置あり）

